

令和8年5月1日

## 最低制限価格設定基準について（お知らせ）

令和8年5月以降に大豊町が発注する工事の競争入札における最低制限価格設定基準を下記のとおり定めましたので、お知らせします。

建設工事における最低制限価格設定基準については、国土交通省の定める低入札価格調査基準（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル。以下「中央公契連モデル」という。）を基とする算定方法に準じるものとします。

### 記

#### 1 土木一式工事・舗装工事・水道施設工事

最低制限価格制度を適用する基準となる価格は次に掲げる設計金額に係る算定式によるものとする。（\*係数は、最新の中央公契連モデルを準用して用いる。）

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格} &= \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ &\quad + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68 \end{aligned}$$

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数は切り上げた額）とする。

- 2 1以外の工事やその他特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。